

審 査 概 評

令和6年度の学生懸賞論文コンクールには、27編（3年生の論文16編・卒業論文を発展させた論文11編）の応募があった。令和7年2月14日に審査会を行い、厳正な審査の結果、本年度は1等該当なし、2等2編、3等3編、佳作4編を選出した。選外は18編となった。審査結果の詳細については、本論文集巻末の一覧をご覧ください。また、2月17日（月）には、教育研究支援室長の宮町先生をお迎えして、ZOOMを利用してオンラインで審査結果の発表と表彰式、さらに入賞者のコメントを聞く機会を設けた。入賞者の問題関心、聞き取り調査やデータ収集・分析に苦勞した点などが語られた。

27編の応募論文の研究テーマは多岐にわたり、分析手法も多様である。それを考慮し、今年も審査委員（教育研究支援室の教育部委員）に加え、特に専門分野での審査意見を頂戴するために山根陽一先生に委員として加わっていただき、拡大審査委員会を構成した。また、ゼミ生が懸賞論文に応募した場合は審査員からはずれるという慣例に基づき、本年は教育部委員が一人参加できなかったため、応募論文のテーマに研究分野に近い、審査委員経験者の高島先生に加わっていただいた。

今年は、1等1編ではなく、2等が2編選出された。順不同で紹介すると、2等「非ローカル化した郷土芸能に使用される用具供給体制の時代的变化と再編成の要因―石見・芸北神楽伝承地域を事例に一」、(4年個人 上長者凜さん)、2等「WLB施策と男女均等施策が女性管理職比率に与える影響」(4年個人 井上里沙さん)である。いずれも4年生が卒業論文を発展させて応募してくれたものである。

上長者凜さんの論文は、島根県と広島県北部にまたがる地域に継承されている石見・芸北神楽の成立と変遷を、時代背景（第I期1945～1969年；第II期1970～1991年；第III期1992年～現在）に照らして検証したものである。この神楽は、奉納神事から創作新舞のエンターテインメントへ、農村の郷土芸能から町の会場での舞台芸術（スーパー神楽）へ、米の収穫を祝う秋祭りから通年で開催される公演へ、ひとことでいえば観光資源化しているという。著者は「郷土芸能を新たな枠組みに捉え直すことによって、存続、維持、ひいては発展を図る動きを、郷土芸能の非ローカル化」と位置付けた。神楽がローカルな存在でなくなるのは、神楽を支える人たちの属性が変化し、公演回数が増加して会場も広範囲に広がったことで、まず示されている。

次いで、著者独自の分析視角が提示される。「非ローカル化」の進展度合いと影響は、華

やかな公演の場だけではなく、神楽の演出の変化とそれを支える「用具」の年代的変遷、神楽用具製作（制作）者の変化から検証できる、とする見方である。用具として著者は、①神楽面（木彫り面から手漉きの石州和紙による張子面へ）、②神楽衣装（立体的な刺繍のある豪華な衣装束へ）、③蛇胴（じゃどう。提灯様の蛇腹を長く繋ぎ、オロチの蛇体を表現する新規の用具）、④煙火（えんか。煙と火線がでる、火薬を使った発煙筒・花火）の4点に注目した。非ローカル化する過程で、用具供給体制はどのように変化したか、石見・芸北神楽の用具製作者21件と、用具の原材料である石州和紙の製造元5件に対して、対面及び電話で聞き取り調査（2024年8～9月）を行っている。この聞き取り調査と著者作成の図表の評価が、審査委員の間で非常に高かった。分析にも有効で、例えば表4にまとめた製作者の参入時期ごとの変化から、第Ⅰ期と第Ⅱ期では伝承地域内が多い用具供給先も、第Ⅲ期には、新規参入した製作者が、伝承地域内・外、また山口県と用具供給先を広げていることが明らかになる。またその一方で、すでに第Ⅱ期の1975年に参入した製作所（従業員数65名）は早くから全国に神楽面、蛇胴、衣装を供給しはじめ、用具の供給による「非ローカル化」のはしりとなったことも分かる。「郷土芸能の非ローカル化」を、用具製作の現場と地域の外への供給の始まりから実証することは、重要な論点だったので、この作表は有効だった。

著者は、石見・芸北神楽について、観光化による成功も含め「非ローカル化」による発展に肯定的だがさらに考察を深め、石見・芸北神楽の今後の持続可能性を考えれば、懸念があるという。逆説的だが、「非ローカル化」を支える製作の現場は、実はもとの神楽の伝承地域というローカルに限られてきた。石州和紙（手漉き和紙）に見られるように、地元からのみ供給される材料の制約に加え、和紙製造者と神楽の用具製作者の協力関係や、神楽団体と用具製作者（演者でもある）のローカルな人間関係が、逆に「非ローカル化」の進展を可能にした。そして今後も、この関係を維持・再生していく必要がある。

また、著者は聞き取りによって、「現在の用具製作者の中には、新たな用具製作者の育成や後世への伝統技術の継承が困難化しているという認識を持つ者もいる」という、現場の危機感を確認している。家業と徒弟制に基づく技術伝承をもとにした第Ⅱ期までと異なり、確かに、すでに第Ⅲ期の新規参入者（多くが演者）には、独学や伝承地域外の製作者から技術を修得して参入した者もいる。確かに製作技術の継承は一番の課題である。

最後に著者は、「非ローカル化」する神楽の存続のため、①用具製作者の後継者育成と新規参入希望者の技能習得への支援、②神楽団体の増収（上演料値上げによる）を提案している。また、他地域の郷土芸能と用具制作、供給体制との比較検討や、能、狂言、歌舞伎といった伝統芸能の用具供給についても比較検討することで、「郷土芸能の非ローカル化」の理

論の一般化を図りたいともしている。その理論化は、石見・芸北神楽だけでなく、伝統芸能の今後を考える上で、有用であろう。

2等のもう1作は、井上里沙さんの「WLB施策と男女均等施策が女性管理職比率に与える影響」である。問題の所在の提示、先行研究紹介、仮説の設定、分析内容等、論文の構成がしっかりしており、各要素が堅実に展開された点が、審査会で大きく評価された。女性就業率自体は向上する一方で「女性活躍推進」がなぜ進展しないか、「女性管理職比率」に焦点を絞って検討し、女性管理職登用の阻害要因の分析とその解消の考察に進む立論も、明快である。従来の研究ではアンケートや個人データという個票データの利用が多かったが、著者は、組織単位での分析を重視することを打ち出し、この点も新鮮である。

また、政府の政策や施策それ自体ではなく、それらが企業内部の施策により実際にどのように運用されて実績が上がっているかに注目し、検証する視点も深まっている。取り上げた政策は、WLB (Work Life Balance) 政策と「男女均等政策」（「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。昭和60年の「男女雇用機会均等法」を平成9年に改正）である。先行研究から著者は、WLBと「女性管理職比率」については、WLB施策は男女を問わず重要な課題で、確かに女性管理職比率を高める効果があるが、管理職比率向上のためには在宅勤務が、部長以上職まで昇進させるには、在宅勤務および保育設備・手当の採用が有効とする研究があり、施策の種類と導入方法によって効果に差が生じる点に注目した。男女均等政策のほうは、企業組織側の管理体制が改善されれば、比率の向上に寄与するとみなしている。

分析データとしては、A「男女正社員対象ダイバーシティ&インクルージョン推進状況調査結果」（公益財団法人21世紀職業財団による調査。2022年実施）、B「人的資本開示データ」（2023年3月期決算以降、開示義務化）が取り上げられた。Aは女性の管理職登用の阻害要因の自己認識の調査として利用された。Bは、2023年1月、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コード改訂の改訂を踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（改正開示府令）が交付・施行されたことによって、以後開示が義務化された。本論文ではこのデータを分析の柱に据えている。従来のCSR総覧では把握できなかった企業の雇用慣行や多様性推進に関する具体的な情報が得られる点で、著者は「人的資本開示データ」の有効性を論文に十分に活かしているといえる。

具体的なデータは、『有価証券報告書』第一部【企業情報内】の「5 従業員の状況」の項目の中に含まれる。開示2回目となる今回から、①女性管理職比率（管理職に占める女性労働者の割合）、②男性育休取得率（男性労働者の育児休業取得率）、③男女間賃金格差（労働者の男女間の賃金の差異%：全労働者；正規雇用労働者；パート・有期雇用者）の3指標

の開示が義務化され、公開されている（1 回目の「従業員の状況」では従業員数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与のみ公開義務）。著者は、法令に基づき企業が実際に運営している状況の数値を、この「人的資本開示データ」から収集した。

著者は、1：男性育児休業取得率が高い企業ほど、女性管理職比率が高い、2：男女賃金差異が小さい企業ほど、女性管理職比率が高い、という 2 つの仮説を設定し、回帰式を設定して検証した。変数は、男性育児休業取得率、男女賃金差異、総資産〔TA：企業規模〕、総資産経常利益〔ROA：収益性〕、負債比率〔リスク〕、簿価原価比率〔成長性〕である。また女性管理職比率の水準は業種によって差があるため、業種の効果を取り除くための業種ダミーも組み込んでいる。

分析対象は、金融業を除く日本の上場事業会社 3834 社のうち、必要なデータの揃う 2013 社としている。必要なデータは、a. 『NEEDS-Financial QUEST』、b. 分析対象の『有価証券報告書』掲載の人的資本開示データもしくは EDINET でのデータを、すべて手作業で収集したという。基本統計量には『Excel』、相関関係表には統計分析ソフト『EZR』、分析には『HAD』を使用している。サンプル数を 200 企業程度増やした追加検証で頑健性分析も行い、仮説 1 と仮説 2 はともに支持された。実際の企業の運用から、WLB 施策と男女均等施策の両方が、女性管理職比率に正の影響を与えることが示された。

女性の現在の社員数、女性の今後の採用数によって、上記 2 つの施策の効果は異なってくるだろう。著者は分析の中で、女性従業員比率が現在低い企業ではまず WLB 施策が、女性従業員比率が現在高い企業では男女均等施策の優先順位が高いという示唆を得たという。さらに著者は追加検証の 2 点目として、「製造業」（特に女性比率が低い）と「非製造業」を対比させた業種別分析を実施した。女性比率の低い企業（製造業）では、男性育児休業取得率の向上は女性管理職比率の増加に貢献するが、賃金格差の改善は女性管理職比率に直接的な影響を与えない。女性比率の高い企業（非製造業）では女性管理職比率には男女賃金格差の改善がまず大きな効果をもち、男性育児休業取得率も貢献する。。

著者は「女性活躍」の進展度合の指標を「女性管理職比率」とし、「人的資本開示データ」から、「女性管理職比率」を向上させる施策は現在の女性従業員の比率によって、WLB 施策（男性育児休業取得率向上）か男女均等施策（賃金格差の改善）の優先度合いが決まり、その運用において「管理職比率向上」に寄与度がいっそう高くなることを示した。

明快な論旨だが、著者自身がこの論文には 3 点の限界があるという。①「人的資源開示データ」の内容に制約があって企業文化や育児支援制度の質といった要因を変数に含められなかった、②企業属性は製造業／非製造業のみ考慮した、③一時点のデータに基づく分析の

み行い、時間軸を含めたパネルデータ分析を行っていない、という3点である。

議論の展開が限定されているとしても、もちろん審査会では、専門領域の近い審査委員から回帰分析等の研究手法の手堅さ、信頼性の高さが説明され、結論には学術的価値があると評価されている。この研究領域になじみがない審査員にも、理解が深まる解説を頂いた。また、「人的資本開示データ」では、「男女賃金差異(%)」は全労働者、正規雇用労働者、パート・有期労働者について、3種類のデータが出ている。著者は、「女性管理職比率が高い結果として、正規雇用労働者の男女賃金差異が小さくなる」という現状が前提にあれば、論文中で検証しようとした原因(男女賃金差異を小さくする)と結果(女性管理職比率が高くなった)の因果が逆転する関係を排除できないとして、あえてパート・有期労働者の男女賃金差異を分析対象とした。もともと、賃金差異が一番小さなカテゴリーで女性のほうが多いカテゴリーだが、統計処理上の工夫のひとつと考えたい。

2つの論文とも高い評価を得ながら、今回は2等が2作、という結果になった。次点の論文とは差があったが、2作とも同じ評価点であったこと、5人の審査員全員が10位以内の評価をしたわけではなかったことが、全体の順位付けに影響している。

3等の3編(順不同)については、審査委員会で以下のように講評された。「交通空白地域への新たな交通手段の提案～大分県豊後大野市千歳町の「コミタク」を事例に～」(3年生6人)では、自家用車以外の公共交通手段がない地域で、現状では「コミュニティバス」と「あいのりタクシー」の制度があるものの利用が年々減少する中で、市の新規事業企画「コミタク」(コミュニケーションタクシー)の利用料金の設定を試算しつつ、千歳町の地域コミュニティの交通手段を維持しようと構想したものである。新しく導入された日本版ライドシェア[タクシー事業者が運営主体となり、一般のドライバーが自家用車を使って有料で人を運ぶ「日本版ライドシェア(自家用車活用事業)」のサービスを活かした公共ライドシェアに、コミュニティバス料金200円、あいのりタクシー料金600円の価格と拮抗する価格設定が可能か、費用分析の試算を重ねた。豊後大野市の従来の制度の説明があって、市の新規の「コミタク」構想の位置づけが明確になっていればもっと良かったと思われる。また、コミタクの料金設定は他の交通手段と比較しても低料金ではなく、千歳町近辺でライドシェアのドライバー確保も困難はないか。そうしたネガティブな検討結果を分析した最後の結論のまとめ部分で、議論が熟していないように思われた。

「大分キャノンの工場誘致が周辺の賃貸物件集積地にもたらした変化―賃貸物件所有者に注目して―」(3年生5人)では、先行研究文献、登記簿謄本データ(登記情報)、登記情報で調べた賃貸物件所有者への聞き取り調査をもとに、企業誘致の意図せざるリスクを明らかにしている。工場の雇止めやそもそもの工場誘致の失敗から、周辺の低家賃賃貸物件

(1 K) の家賃水準がさらに下落し、低所得者層が流入しやすくなることは確かであろう。これを自治体の将来の福祉コストの増大と財政負担まで考えるのを、審査員の一人は「地方における工場誘致のリアルを垣間見た」と評していた。日本型雇用の終焉で「社宅」の集落形成力も消失した、という指摘も興味深い。地域への低所得者流入による「リスク」をどう考えるかの見通しはなく、現状報告と問題提示だけに限定される不満があるが、そもそもインターネットで公開されている登記簿謄本データを利用し、賃貸物件所有者から聞き取りをするのは大変な苦労だったと思われる。その労を多としたい。

3 等の 3 編目は「国産麦の取引自由化後における生産者と実需者の直接取引の展開—愛媛県の小麦・はだか麦生産者の販売と経営を事例に一」（4 年生個人）である。2000 年以降の国産麦の取引自由化後における流通状況を確認の上、愛媛県の小麦・「はだか麦」という大麦の一種を取り上げている。生産者と実需者の直接取引はなぜ行われぬのか、農協や全農が実需者（精麦企業や製粉企業）と播種前契約を通して流通している現状は変化しうるのか、考察している。著者は農協等を介さない実需者との直接取引によって、高付加価値化の道が拓けるのではないかと想定して、直接取引をしている生産者の経営規模・経営戦略について、14 件の国産小麦生産者（麦農家・農業法人）を対象に聞き取り調査を重ねた。状況を取りまとめて、①企業経営型〔生産・加工・販売の一貫経営〕、②有機農法型〔無農薬栽培による付加価値付与〕、③農協の非取り扱い銘柄生産型〔農協の取り扱い品目以外の品目の生産〕と 3 類型化している。

直接取引をしていない農家の聞き取り調査から、農協・全農を介しての流通には、補助金を得やすい、農協に委託したい、実需者が限定的な中で経営が安定、といったメリットがあるのを聞きだし、生産者側の販売と経営を分かりやすく取りまとめたものとして、評価された。ただし、著者の当初の、生産者と実需者との直接取引による、麦農家の発展や柔軟な流通体系の確立、国産麦の高付加価値化、といった当初の想定にはまったく及ばない現状が明らかになった。

佳作 4 編は、a. 「旧リゾート開発地周辺におけるメガソーラー建設をめぐる反対運動の発生構造～大分県由布市湯布院町塚原地区を事例にして～」(3 年生 4 名)、b. 「人口減少地域における祭礼の存続メカニズム～大分県日田祇園祭の担い手と資金に着目して～」(3 年 3 名)、c. 「由布院におけるオーバーツーリズムの現状と課題—聞き取り調査および文献調査による分析—」(3 年 4 名)、d. 「シングルマザーとその周りのコミュニティの在り方～孤立・孤独の原因と求められる理想の居場所とは～」(3 年生 5 名) であった。いずれも 3 年生のグループによる論文である。

例年どおりなのだが、それぞれのグループがテーマ設定をし、分担して聞き取り調査や現

地調査を行い、並行して先行研究のフォローやインターネットで公開されている自治体や政府資料の関連文書を読み込み、討論しながら結論に至る研究手法をとっている。また論文執筆に際しても、章立てを決めて分担箇所を書き、統合している様子が分かる。今年は、分担執筆だが全体に統一感があること、先行研究の参考文献などが適切に参照されていること、テーマに切り込む分析視角にオリジナリティがあること、などが審査員の講評で指摘された。a. では、旧住民に実利優先派（環境被害容認派）が存在し、環境保護派が新来の住民である点で、環境紛争の対立構造の複雑さを、人の属性に注目して示した。b. では人口減少社会の祭礼の存続と継承について、地域のヒトとカネに着目して分析した。c. ではシングルマザー支援において「ニーズが可視化されずセルフネグレクト状況になる事情に切り込んだ点」が評価された。

惜しくも選外の論文では、グループの場合、全体の記述や論調の統一感に欠け、特に想定外もしくはネガティブな評価になった場合の結論を全体の考察に位置づけてどう書くか、その議論が全員で共有されなかったように見える。また、比較が効果的でない場合、まとめの提言に実現可能性が低いように見える場合、SWOT 分析や CPV 分析などの分析手法が完全に適用されていない場合、など構成や研究手法の一層の工夫が必要な場合も散見された。4 年生は社会に出てからの OJT の際に、論文作成で言われたことはきっと役に立つと思われるし、3 年生は卒業論文の執筆の際に、今回の経験を生かしてほしい。

2 等、3 等、佳作とも、聞き取り調査の場合は、地元企業の方々、地域の自治会長や観光協会の担当者、市役所など自治体の担当者の方々など、多くの方に協力をお願いしてご協力頂いている。例年、表彰式では学生の皆さんの奮闘ぶりを聞くことができるのだが、各地でご対応くださる皆さんにも、毎年のことながらご指導頂いた先生がたにも、この場をお借りして改めて感謝申し上げたい。

（文責 審査委員 城戸照子）